

「経営者保証に関するガイドライン」の 取組方針および活用状況について

「経営者保証に関するガイドライン」の取組方針

SBI新生銀行は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を踏まえ、適切に対応するように努めております。

1. お客さまと保証契約を締結する際、次の点について確認を行い、経営者保証を求めない可能性を検討します。

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① | 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること |
| ② | 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと |
| ③ | 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること |
| ④ | 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること |
| ⑤ | 経営者から十分な物的担保の提供があること |

また、お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、上記の点等を踏まえ、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応いたします。

保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しを行う可能性があります。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組方針～続き

2. 当行では、経営者保証に代替する次のご提案を準備しています。

①	停止条件付連帯保証	経営の透明性や情報開示などに関する特約条項に抵触しない限り、保証の効力が発生しない保証契約
②	アセット・ベスト・レンディング	お客様の保有する在庫・売掛金などの事業用資産を見合いとした融資スキーム

*融資取引の審査の結果により、ご希望にそえない場合がございます

3. 保証徴求の検討の結果、経営者保証を求めることがやむを得ない場合は、経営者保証の必要性及び必要性が解消された場合には保証契約の変更・解除等ができる可能性を丁寧にご説明いたします。

保証金額の設定においては、形式的に「保証金額＝融資額」とせず、保証人の資産状況等を総合的に勘案して設定いたします。

また、保証履行請求を行うことになった場合は保証人の資産状況等を勘案して実際の請求額を定めることとしています。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について

■ SBI新生銀行の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況は以下の通りです。

	2022年度上期	2022年度下期	2023年度上期	2023年度下期	2024年度上期	2024年度下期	2025年度上期	2025年度下期
--	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

【新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合】

①：新規に無保証で融資した件数	376件	278件	228件	220件	252件	234件	205件	
②：経営者保証に代替する融資手法を活用した件数 (※) 停止条件付保証契約、解除条件付保証契約、ABL	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
③：新規融資件数	415件	301件	256件	235件	270件	258件	236件	
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (①+②)/③	90.6%	92.4%	89.1%	93.6%	93.3%	90.7%	86.9%	

【代表者の交代時における対応】

新旧両経営者から保証を受け入れなかった件数（割合）	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	
新経営者のみ保証を受け入れた件数（割合）	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	
旧経営者のみ保証を受け入れた件数（割合）	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	
新旧両経営者から保証を受け入れた件数（割合）	0件(-)	1件(100.0%)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	0件(-)	

- ◆ 経営者保証に関するガイドラインに基づく、中小企業者のお客さまが対象になります。
- ◆ 既存借入金の借換等を含みます。

